

韓国における「取調べの可視化」

海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 弁護人参与制度

II 映像録画制度

III 改正法の概要

IV 新たな刑事司法制度導入の動き

おわりに

翻訳：「刑事訴訟法」(抄)

はじめに

近年、我が国において、複数の冤罪事件で取調べの違法性が明らかになったことや、裁判員制度導入を契機として自白の任意性を容易に判断する必要性が生じたこと等を背景として、「取調べの可視化」に関する議論が活発になっている。さらに最近、「厚労省元局長無罪事件⁽¹⁾」が発生したことにより、「取調べの可視化」をめぐる議論に一層の拍車がかかっている。この事件を契機に柳田稔法務大臣（当時）は2010年10月22日、今後の検察改革の方向性を検討するため、法務省に千葉景子元法務大臣を座長とする「検察の在り方検討会議」を設けることを明らかにし⁽²⁾、同年11月4日、14名のメンバーを公表した⁽³⁾。

他方、韓国は我が国と類似した刑事司法制度を採用しているが、「取調べの可視化」に対しても積極的に取り組んできた国である。とりわけ2007年の刑事訴訟法改正により「取調べの可視化」の中核をなす「弁護人参与制度」（取調べ時の弁護人立会い）及び「映像録画制度」（取調べ時の録音・録画）が明文化されたことにより、「取調べの可視化」が大きく進展した。

本稿では、韓国における「弁護人参与制度」及び「映像録画制度」導入の経緯、2007年の改正刑事訴訟法の概要について紹介し、末尾に改正刑事訴訟法の関係部分の翻訳を付して、今後我が国において「取調べの可視化」を議論する際の参照事例としたい。なお、韓国では現在、法務部（法務省に相当）を中心に刑法及び刑事訴訟法を再改正する動きがあり、2010年12月20日、刑法及び刑事訴訟法改正の立法予告案が法務部から公表された。本稿では、この立法予告案の概要も併せて紹介する。

I 弁護人参与制度

大韓民国憲法第12条第4項には「何人も逮捕又は拘束されたときは、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する⁽⁴⁾」ことが規定されている。ただし、弁護人が被疑者の取調べに立ち会

(1) 同事件の概要については法務省「第2回会議（平成22年11月25日）」〈http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00004.html〉を参照。最高検察庁による同事件の検証結果等については「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について（公表版）」〈<http://www.moj.go.jp/content/000061293.pdf>〉を参照。「取調べの可視化」に関する国会における論議については内田亜也子「「検察の在り方」をめぐる国会論議—国民の信頼を取り戻すための検察改革とは何か—」〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2011pdf/20110801003.pdf〉を参照。以後、インターネット情報は、すべて8月8日現在である。

(2) 法務省「法務大臣臨時記者会見の内容」（平成22年10月22日）〈http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00084.html〉

(3) 法務省「法務大臣臨時記者会見の内容」（平成22年11月4日）〈http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00088.html〉

うことの可否については、2007年の刑事訴訟法改正まで法律上の明確な規定が存在せず、学会においては肯定説と否定説に見解が分かっていた⁽⁵⁾。もっとも、否定説においても、立法論的に弁護人の立会いを認める方向には肯定的であったとされる。

一方、捜査機関は、捜査機密の漏洩等を理由に、弁護人の立会いは認められないという立場をとっていたが、1999年6月、警察庁が「被疑者の訊問過程における弁護人参与に関する指針」を定め、独自の規定に基づく弁護人立会い制度の運用を開始した。また、検察においても、2002年10月にソウル地方検察庁で発生した取調べ中の被疑者死亡事件を契機に、被疑者取調べの際の弁護人の立会いを認めるに至った⁽⁶⁾。ただし、警察、検察ともに、弁護人の立会いに一定の制約を設けており、捜査機関の恣意的な判断による運用が行われる余地が残されていた。

このような状況を大きく変えたのが、「捜査機関における被疑者調査の版図を変えてしまった歴史的な判例⁽⁷⁾」と評される2003年11月の大法院決定⁽⁸⁾である。同年10月、国家保安法違反の疑いによりソウル地方検察庁の取調べを受けていた被疑者の弁護人が、弁護人立会いを不許可とした同庁に対し、不許可処分の取消しを求めてソウル地方法院（地方裁判所に相当）

に準抗告を申し立てた。ソウル地方法院は弁護人の立会いを認める決定を下したが、それに対しソウル地方検察庁は決定を不服として大法院（最高裁判所に相当）に再抗告を行った。同庁の再抗告に対して同年11月11日、大法院はこれを棄却する決定を下した。同決定において大法院は、「刑事訴訟法は、拘束された被疑者の取調べに弁護人が立ち会うことができるという明文規定をいまだに置いていないが、身体を拘束された人の弁護人との接見交通権が憲法と法律により保障されているのみならず、何人も逮捕又は拘束を受けた時には直ちに弁護人の助力を受ける権利を持っていると宣言した憲法の規定に照らし合わせ、拘束された被疑者は上記刑事訴訟法の規定⁽⁹⁾を類推適用し、取調べを受けるに当たり弁護人の立会いを要求することができ、その場合、捜査機関はこれを拒絶することができないものと解釈しなければならない」と述べ、弁護人の立会いを権利として認めたのである。

大法院決定は、身体を拘束された被疑者に対する権利を認めたものであったが、2004年9月、身体を拘束されていない被疑者に対しても取調べの時の弁護人立会いを認める憲法裁判所の決定が下された⁽¹⁰⁾。大法院及び憲法裁判所の決定が、被疑者取調べ時の弁護人立会いを認める大

(4) 「大韓民国憲法」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0001&PROM_NO=00010&PROM_DT=19871029〉 韓国の法令、国会に提出された法律案、国会会議録等は、韓国国会の「国会情報システム」〈http://www.assembly.go.kr/renew10/info/inf/infosystem_list.jsp〉による。以下同じ。

(5) 조성제 (チョ・ソンジェ) 「수사기관의 피의자신문서 변호인 참여권과 피의자인권」(捜査機関の被疑者取調べ時の弁護人立会い権と被疑者の人権) 『한국경찰학회보』(韓国警察学会報) 11巻1号, 2009.2, p.202.

(6) 李東熹 「韓国における被疑者取調べの可視化」 『自由と正義』 vol.56, no.10, 2005.9, pp.129-130.

(7) 法院行政処 「형사사법 60년의 회고와 전망」(刑事司法60年の回顧と展望) (高麗大学法学部委託研究) 〈http://www.scourt.go.kr/policy_service/manage/ManageViewAction.work?gubun=1¤tPage=undefined&searchWord=60&searchOption=all&seqnum=4&gubun=1〉

(8) 대법원 2003.11.11. 자 2003 모 402 결정. 大法院「綜合法律情報」〈<http://glaw.scourt.go.kr/jbsonw/jbson.do>〉より。以下、大法院の判決、決定等については「綜合法律情報」を参照。

(9) 身体を拘束された被告人又は被疑者と弁護人との接見交通権に関する規定を指す。大法院決定において言及されているのは、刑事訴訟法第34条、第89条及び第209条である。

(10) 현재 2004.9.23. 2000 헌마 138. 在日コリアン弁護士協会編著 『韓国憲法裁判所—社会を変えた違憲判決・憲法不合致判決—重要判例 44』 日本加除出版, 2010, pp.211-213.

きな転換点となり、同時期に政府が司法制度改革の一環として進めていた刑事訴訟法改正作業の中でその関係規定が盛り込まれ、2007年の改正刑事訴訟法において、被疑者取調べ時の弁護士立会いに関する規定が明文化されるに至った。

II 映像録画制度

2007年の刑事訴訟法改正により明文化される以前から、警察、検察双方において、被疑者取調べの時の録音・録画の運用が行われてきた⁽¹¹⁾。

警察庁は2006年から本格的な運用を開始し、同年の業務報告において「供述録画調査システム」を全警察官署に導入し、人権に配慮した調査環境をつくることを表明した⁽¹²⁾。警察が人権への配慮を掲げることについては、「警察に独立的な捜査権を付与する場合に懸念される人権侵害の問題を解消するための補完策⁽¹³⁾」ともいわれる。韓国では刑事訴訟法第196条の規定により、司法警察官吏⁽¹⁴⁾は検事の指揮を受けて捜査を行わなければならない。警察は以前から独

立した捜査指揮権の付与を求めているが、被疑者の人権保護等を理由に検察が反対しており、今に至るまで実現していない⁽¹⁵⁾。

他方、検察では警察より少し早く、2004年から運用を開始した⁽¹⁶⁾。同年3月に捜査過程の録音・録画推進のための「捜査科学化推進団」を大検察庁（最高検察庁に相当）内に設置し、試験運用を開始することを明らかにした⁽¹⁷⁾。

検察における映像録画制度導入の背景には、警察とは異なった事情が存在している。前述の「捜査科学化推進団」設置の際、大検察庁は事件関係者の人権保護の観点に加え、「最近の一部の事件においては、捜査過程における事件関係者の供述の信憑性等に対する争いが絶えず、このような批判を遮断するための方策として」事件関係者の供述の任意性を実証するという観点から、録音・録画を積極的に進めていく方針を明らかにしていた。さらに「長期的には捜査機関の調書を録音・録画へと全面的に代替させる案についても深く研究し、裁判所との協議を経てその施行の可否を検討していく」方針も打

(11) 関永盛「韓国における取調べ映像録画制度」『法律時報』83巻4号、2011.4、p.125。

(12) 「경찰청, 2006년도 주요업무계획 확정 발표」(警察庁、2006年度主要業務計画確定発表) 警察庁『報道資料』2006.2.13. <<http://www.police.go.kr/announce/newspdsList.do>>より

(13) 李東熹 前掲論文 p.134.

(14) 司法警察官と司法警察吏を合わせて司法警察官吏という。刑事訴訟法第196条第1項では捜査官、警務官、総警、警正、警監及び警衛を司法警察官と規定しており、司法警察官は検事の指揮の下に捜査を行わなければならない。また、同条第2項では警査及び巡警を司法警察吏と規定しており、司法警察吏は検事又は司法警察官の指揮の下に捜査の補助を行わなければならない。なお、同条第3項の規定により、それ以外の者を法律により司法警察官吏とすることも可能である。

(15) 2011年7月18日、刑事訴訟法一部改正法律が公布され、司法警察官が独自に捜査を開始できる権限が明文化されると共に、検事の指揮に関する具体的な事項については、大統領令で規定することとなった。ただし、すべての捜査について検事の指揮を受けることも同時に明文化されたため、捜査に関して警察が検察の指揮を受けるという基本的な構造は現在も変わっていない。改正法の内容については「형사소송법」(刑事訴訟法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1460&PROM_NO=10864&PROM_DT=20110718&>を参照。

(16) 検察における映像録画制度の導入過程については、大検察庁『検察年鑑2010』大検察庁、2010、pp.343-345. <http://www.spo.go.kr/spo/info/issue/spo_history02.jsp?mode=list&pager.offset=0&board_no=64&stype=&sort_year=2010>を参照。

(17) 「수사 과정의 녹음·녹화 추진 등을 위한「수사과학화 추진단」설치」(捜査過程の録音・録画推進等のための「捜査科学化推進団」設置) 大検察庁『報道資料』2004.3.12. <<http://www.spo.go.kr/spo/notice/press/press.jsp>>より

ち出していた⁽¹⁸⁾。

2004年12月、検事が作成した被疑者供述調書（以下「検事作成調書」という。）の証拠としての採用を著しく困難にする、検察にとって厳しい大法院判決⁽¹⁹⁾が出された。検事作成調書が証拠として認められるためには、形式的真正性の成立（調書の署名、捺印等が被告人となった被疑者のものと同一であること）及び実質的真正性の成立（調書に記載された内容が、被告人となった被疑者の供述と同一であること）の双方が認められなければならないが（両者を合わせて真正性の成立という）、従来の大法院の判例では、検事作成調書については、形式的真正性が成立すれば、実質的真正性が推定される推定論が採用されていた。しかし、大法院は同判決において推定論を破棄し、検事作成調書についても、実質的真正性が認められなければ、証拠能力を認めないとした。この判例により、被告人が公判準備又は公判期日における供述で調書の内容を認めない限り、検事作成調書の証拠採用が困難となった。このことは、検事作成

調書が、司法警察官が作成した調書⁽²⁰⁾と事実上同じ扱いを受けることを意味する。そこで検察は、検事作成調書の実質的真正性を証明する方法として、映像録画物の使用に力を注ぐこととなった⁽²¹⁾。

2005年1月に発足した司法制度改革推進委員会における議論⁽²²⁾では、当初、映像録画物は証拠として使用されることが想定されていなかった。市民団体等も、映像録画制度により取調べ過程の透明性が高まり、人権保護に役立つという点においては好意的であったが、映像録画物が裁判で証拠として使用されることについては、取調べの時以外に捜査機関が被疑者に対して強圧的な捜査、懐柔等を行う可能性を排除することはできないとして反対していた⁽²³⁾。しかし、検察の強い反発により、一定の制約のもとに独立した証拠として使用できる規定⁽²⁴⁾が入る方向で議論が進められていった。そのため、韓国では「他国では捜査機関が映像録画物の導入に消極的であるのと逆に、我が国（韓国のこと一筆者注）では、一部教授、市民団体等が映

(18) 同上

(19) 대법원 2004.12.16. 선고 2002도 537 전원합의체 판결.

(20) 司法警察官が作成した被疑者供述調書については、従来から、被告人となった被疑者又は弁護人が、公判準備又は公判期日において調書の内容を認めなければ証拠能力が認められない。

(21) 「“위기에 빠진 ‘조서(調書)’ 를 구하라”〈검찰〉」(“危機に陥った‘調書’を救え”〈検察〉)『聯合ニュース』2005.1.16, 大檢察庁『檢察発表資料』2005.1.17.に引用。〈http://www.spo.go.kr/spo/notice/press/press.jsp?mode=view&board_no=2&article_no=493354〉

(22) 映像録画物の証拠使用に関する司法制度改革推進委員会での議論については、이천현(イ・チョンヒョン)ほか『형사소송법 개정연구』(刑事訴訟法改正研究)韓国刑事政策研究院, 2010. 〈http://www.kic.re.kr/html/pub_data/publication_view.asp?idx=866&page=4〉のp.324以降を参照。同委員会が作成した報告書等については、同委員会サイト〈<http://pcjr.pa.go.kr/>〉を参照。

(23) 市民団体「参与連帯」の김민영(キム・ミンヨン)市民監視局長は以下のとおり述べている。「捜査機関が被疑者取調べを映像録画すること自体は歓迎すべきことである。これは被疑者の取調べ過程を透明にし、人権侵害の素地を無くすと同時に被疑者の供述を保全できる長所がある。しかし映像録画を法廷の証拠として活用するにはいくつかの問題点を抱えている。まず果たして被疑者が捜査機関に留まっているすべての時間を録画することができるかという問題である。数時間又は数日間行われる捜査過程全体を漏れなくすべて録画することが可能かどうかを問うてみなければならない。また、これを、即ち数時間或いは数日間の状況を、そのまま法廷で再生するということが可能なのか、意味があるのか等を問うてみなければならない。実際に捜査過程での被疑者に対する強圧、懐柔等は、調書を作成する前段階でなされることが普通である」김민영 사게주위의 형사소송법 개정안에 대한 참여연대의 입장(司法制度改革推進委員会の刑事訴訟法改正案に対する参与連帯の立場)『공관중심주의 확립을 위한 형사소송법 개정안 공청회 자료집』(公判中心主義確立のための刑事訴訟法改正案公聴会資料集) 2005.6, p.71. 〈<http://pcjr.pa.go.kr/>〉より

像録画物の導入に反対し、むしろ捜査機関が映像録画物の導入に積極的な立場を取っている²⁵⁾といわれるような状況となったのである。

同委員会での議論を下敷きに2006年1月、法務部は刑事訴訟法一部改正法律案²⁶⁾を国会に提出した。

国会審議の過程においては、映像録画物を検事作成調書の実質的真正性の証明に使用することを主張する政府(法務部)と、検事作成調書の証拠能力認定の要件が大法院判例よりも緩和され、学会も批判しているとして映像録画物の使用に反対する裁判所(法院行政処)とが対立した²⁷⁾が、最終的に、改正法の中に検事作成調書の実質的真正性の証明に映像録画物を使用することができる規定が入ることとなった。ただし、映像録画物を一定の制約のもとに独立した証拠として使用できる規定については、裁判官の心証形成に与える影響の大きさ等を考慮し、審議の過程において削除された。また、当初の

政府提出法案では、映像録画を行う際に被疑者又は弁護人の同意が必要とされたが、制度を実効性あるものとするため、審議の過程で同意は不要と変更された²⁸⁾。

映像録画を行う範囲をめぐっては、映像録画前に検事が被疑者と取引を行う等の恣意的な捜査を防ぐため、全取調べの最初から最後まで録画すべきという意見と、1回ごとの取調べの最初から最後までを録画すればよい(必要な回だけ録画すればよく、全ての回を録画する必要はない)という意見が対立した²⁹⁾が、全取調べを映像録画しないと調書の真正性を証明するために映像録画物が使用できないのでは不適切等の理由から、結果的に後者の意見が改正法に反映された³⁰⁾。

修正案は法制司法委員会案³¹⁾としてまとめられ、2007年4月に再度国会に提出された後、同月30日に本会議で可決された。改正法には、映像録画物を検事作成調書の実質的真正性を証

24) 公判準備又は公判期日における取調べ参加者(検事及び司法警察官)の陳述その他の方法では証明が困難であり、かつ映像録画の供述が弁護人の立会いのもとで行われた等、特に信用できる状態のもとで行われたとき等の制約が課されている。詳細は前掲注22)の同委員会サイト中の「분위위원회 제5차 회의결과 및 안건」(本委員会第5回会議結果及び案件)に掲載されている委員会案の第312条の2を参照。政府提出法案にも反映されている。

25) 정웅식 (チョン・ウンソク) 「영상녹화물의 증거능력 인정에 관한 연구-법무부 개정안을 중심으로-」(映像録画物の証拠能力認定に関する研究—法務部改正案を中心に—) 『刑事法の新動向』29号, 2010.12, p.117. <http://www.spo.go.kr/spo/info/study/data02.jsp?mode=view&article_no=40715&pager.offset=0&board_no=35&stype=>

26) 「형사소송법 일부개정법률안」(刑事訴訟法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=033470>

27) 「第263回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(法案審査第1小委員会)第1号」(2006年12月12日) <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/263/pdf/263ba1001b.PDF>

28) 「第267回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(法案審査第1小委員会)第2号」(2007年4月16日) <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/267/pdf/267ba1002b.PDF>

29) 「第267回国会(臨時会)法制司法委員会会議録第4号」(2007年4月26日) <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/267/pdf/267ba0004b.PDF> 及び「第267回国会(臨時会)法制司法委員会会議録第5号」(2007年4月30日) <http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/267/pdf/267ba0005b.PDF> 参照。

30) 2007年4月26日の法制司法委員会において、全取調べの録画を求めるムン・ビョンホ委員に対し、検事出身のアン・サンス委員長は「映像録画物を操作することは防がなければなりません。それなら、その回の取調べにおいて、例えば賄賂罪を取り調べる時や、また秘密漏洩罪を取り調べる時、その回の取調べにおいて、その時の最初から最後までまでの全過程を録画すればよい、こういうことです。それでよいのに、それを過去1回目から録画していなければ3回目から録画したものは完全に無効だ、こうなったら捜査になりますか?」と述べ、全取調べの映像録画に反対した。

31) 「형사소송법 일부개정법률안」(刑事訴訟法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N0K7S0I4F2J6L1H9Z3A9X1K5O6C7N5>

明するために使用することができる規定が盛り込まれたことから、検察は「立法による成功を取めた³²⁾」ともいわれる。ただし、映像録画物を独立した証拠として使用できる規定については、国会審議の過程で削除されてしまったことから、後述するように、法務部は現在、映像録画物を独立した証拠として使用できるよう、刑事訴訟法の再改正を準備している。

Ⅲ 改正法の概要

2007年の改正刑事訴訟法は、1954年の制定以来53年ぶりの大改正であり、改正点も多岐にわたっているが、本稿では「取調べの可視化」に関する部分のみを取り上げる³³⁾。

1 弁護人の立会い等 (第243条の2)

弁護人が、捜査機関による被疑者の取調べに立ち会うことができる規定が設けられた。検事又は司法警察官は、被疑者本人、法定代理人、配偶者等の申請により、弁護人を被疑者と接見させ、又は「正当な事由がない限り」被疑者の取調べに立ち合わせなければならない。ここで規定されているのは、弁護人に被疑者の取調べに立ち会う権利が付与されているということであり、弁護人が立ち会わないと取調べを行うことができないという意味ではない³⁴⁾。

弁護人が立ち会う場合も、弁護活動を自由に行うことができるのではなく、一定の制約が課されている。まず弁護人が2人以上の場合は、被疑者が取調べに立ち会う弁護人を1人指定しなければならない。取調べに立ち会った弁護人は、取調べの終了後に意見を述べるができるが、取調べ中は、検事又は司法警察官の承認がなければ意見を述べるができない。ただし、不当な取調べ方法に対する異議を提起することは認められている。

弁護人の立会いで最も問題となるのは、「正当な事由」という部分である。国会の審議過程においても、どのような場合に「正当な事由」により弁護人の立会いを制限できるかについて、具体的に明示することが議論されたが、結局実現しなかった。より詳細な規定については、現在、下位法令で規定されており、司法警察官の場合は「司法警察官吏執務規則³⁵⁾」第16条の2第4項において、「司法警察官は、弁護人の立会いにより、次の各号のいずれかの事由が発生し、取調べ妨害、捜査機密漏洩等、捜査に著しい支障をもたらすときは、被疑者の取調べ中であっても、弁護人の立会いを制限することができる」として、次の4項目を規定している。

- ① 司法警察官の承認なく不当に取調べに介入し、又は侮辱的な言動を行ったとき

³²⁾ 前掲注(7), p.203.

³³⁾ 改正法の概要については、法院行政処「형사소송법 개정법률 해설집」(刑事訴訟法改正法律解説集)〈<http://www.scourt.go.kr/news/NewsViewAction.work?gubun=3&seqnum=216>〉, 同『새로운 형사법원의 이해』(新しい刑事裁判の理解)〈<http://www.scourt.go.kr/news/NewsViewAction.work?currentPage=&searchWord=&searchOption=&seqnum=236&gubun=3>〉, 法務部「개정 형사소송법 해설」(改正刑事訴訟法解説)〈http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0011&strWrtNo=361&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0011&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_40600000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=1&strNbodCdGbn=&〉, 及び椎橋隆幸・氏家仁「韓国改正刑事訴訟法における取調べの映像録画制度」『刑事法ジャーナル』13号, 2008.10, pp.34-43. を参照。

³⁴⁾ 韓国には国選弁護人制度があるが、原則として被告人を対象にした制度であり、被疑者の取調べの立会いには対応していない。そのため、資力不足等の理由から、被疑者段階で私選弁護人をつけられず、弁護人なしで取調べが行われることも多い。

³⁵⁾ 「사법경찰관리 직무규칙」(司法警察官吏執務規則)〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=D1215&PROM_NO=00710&PROM_DT=20100719&〉

- ② 被疑者の代わりに答弁し、又は特定の答弁をすること若しくは供述を翻すことを誘導したとき
- ③ 「刑事訴訟法」第243条の2第3項ただし書に反し、不当に異議を提起したとき
- ④ 被疑者の取調べ内容を撮影、録音又は記録する行為をしたとき。ただし、記録については、被疑者に対する法的助言のために弁護士が記憶喚起用に簡略にメモをする場合を除外する。

また、検事による捜査に適用される「検察事件事務規則³⁶⁾」第9条の2第4項においても、同様の規定がなされている。これに対し、捜査機関の恣意的な立会い制限を防ぐため、改正刑事訴訟法第417条において、弁護人の立会い制限及び退去処分について裁判所に準抗告できる規定が設けられた。

2 被疑者供述の映像録画（第244条の2）

被疑者の取調べ過程を映像録画することができる条項が新たに設けられた。捜査手続の適法性を確保し、違法な捜査による人権侵害を防止するとともに、捜査機関で作成された供述調書の真正性を証明する方法として導入されたものである。前述のとおり、当初の政府提出法案では、被疑者取調べの映像録画を行う際は被疑者又は弁護人の同意が必要とされていたが、最終的に同意は不要とされた。ただし、映像録画を行う場合は、あらかじめその事実を告知しなければならない。また映像録画を行う場合は、取調べの始めから終わりまでの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない。ここでの「全過程」の意味は、完全にすべてという意

味ではなく、1回ごとの取調べの始めから終わりまでという意味である。例えば全部で10回の取調べが行われ、第10回目の取調べの映像録画だけが必要となった場合、第1回目から第9回目までの取調べが映像録画されていなくても、第10回目の取調べの始めから終わりまで映像録画されていればよい。取調べを映像録画するかどうかは、捜査機関の判断による。映像録画が完了した時は、被疑者又は弁護人の前で遅滞なくその原本を封印し、被疑者に記名捺印又は署名させなければならない。また被疑者又は弁護士が要求したときは、映像録画物を再生して視聴させなければならない。その内容について被疑者又は弁護士が異議を申し立てたときは、その趣旨を記載した書面を映像録画物に添付しなければならない。

3 第3者の出席要求等（第221条）

被疑者の取調べ時だけでなく、参考人に対する取調べの際の映像録画制度も定められた。当初の政府提出法案では、参考人に対する映像録画制度については規定されていなかったが、国会の議論の過程で参考人に対する映像録画制度が追加された。ただし、参考人に対して映像録画を行う場合は、被疑者の場合と違って本人の同意が必要である。なお、法院行政処によると、第221条本文で明示されていないが、参考人に対する映像録画についても、第244条の2の規定を準用し、調査の開始から終了までの全過程及び調査の客観的状況の映像を録画しなければならない。また、原本の封印手続、参考人から供述内容について異議申立てがあった場合の手続等についても、被疑者の供述を映像録画する場合の規定が準用される。

³⁶⁾ 「검찰사건사무규칙」(検察事件事務規則) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=D0100&PROM_NO=00669&PROM_DT=20090609&>

4 供述拒否権等の告知（第 244 条の 3）

旧法第 200 条第 2 項においても、検事又は司法警察官が被疑者の取調べを行うときは、あらかじめ被疑者に対して供述を拒否できることを知らせなければならないと規定されていたが、具体的な内容等について、明文化された規定がなかった。現場では形式的に行うのが慣行であったとされるが、改正法では被疑者取調べの過程に弁護人の立会いを認めるなど、被疑者の防御権が強化されたことにもない、従来明文化されていなかった被疑者への告知内容、告知方法等について詳細な規定が設けられた。検事又は司法警察官は、被疑者を取り調べる前に、一切の供述又は個々の質問についての供述をしなくてもよいこと、供述をしなくても不利益を受けないこと及び供述を拒否する権利を放棄して行った供述は法廷で有罪の証拠として使用され得ることを告知しなければならない。また取調べに弁護人を立ち合わせることができる等、弁護人の助力を受けることができることも告知しなければならない。さらに告知の際の手續については、検事又は司法警察官は被疑者が供述を拒否する権利及び弁護人の助力を受ける権利を行使するかどうかを質問し、これに対する被疑者の答弁を調書に記載しなければならず、被疑者に記名捺印又は署名させなければならない。

5 検事又は司法警察官の調書等（第 312 条）

映像録画物は、被告人となった被疑者が、検事作成調書の真正性を否定した場合（調書の内容が実際の供述と異なる等の主張を行った場合）に、当該調書の真正性を証明するために「映像録画物その他客観的な方法」を使用することができると規定されている。前述のように、政府提出法案では映像録画物を一定の制約のもとに独立した証拠として使用することを想定して

いたが、国会における議論の過程で当該規定が削除されたため、映像録画物そのものを独立した証拠物として提出することはできない。なお、司法警察官が作成した被疑者供述調書については、被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認めない限り証拠にできないため、映像録画物を使用して供述調書の真正性を証明することはできない。

ただし、被告人でない者（参考人等）の供述調書については、検事が作成したか司法警察官が作成したかにかかわらず、当該調書が「適法な手續及び方式により作成されたものとして、その調書が検事又は司法警察官の前で供述した内容と同一の内容が記載されていることが公判準備又は公判期日における原供述者の供述、映像録画物その他客観的な方法により証明され、被告人又は弁護人が公判準備又は公判期日において、その記載内容に対して原供述者を尋問することができたときは、証拠とすることができる」と規定されているため、検事だけでなく司法警察官が作成した参考人等の供述調書についても、真正性を証明する手段として映像録画物を使用することができる。

6 証明力を争うための証拠（第 318 条の 2）

映像録画物を弾劾証拠³⁷⁾として使用することができるのかについては学説の対立があるが、映像録画物は裁判官の心証形成に過度に大きな影響を与える可能性があるため、法院行政処の見解では、改正法では映像録画物を弾劾証拠として使用することはできないとされる。

ただし、公判準備又は公判期日において、被告人又は被告人でない者が供述するにあたって記憶が明白でない場合に、記憶を喚起させる必要があると認められるときに限り映像録画物を使用することが認められる。なお、この場合に

(37) ある事実を証明するためではなく、他の証拠の証明力を弱めるために用いられる証拠のこと。

は映像録画物は裁判官ではなく、被告人又は被告人でない者に視聴させる。

IV 新たな刑事司法制度導入の動き

法務部は、これまでの法改正により被疑者の人権保護を強化してきた反面、捜査の効率性の確保、被害者保護等をおろそかにし、麻薬、組織犯罪等にも適切に対応できなくなっているとの認識から、新たな刑事司法制度の導入を目的として2010年12月20日、刑法改正法案及び刑事訴訟法改正法案を立法予告した³⁸⁾。2007年の法改正時に実現できなかった映像録画物の独立した証拠としての使用も盛り込まれている。概要は以下のとおりである³⁹⁾。

1 司法協力者訴追免除制度及び刑罰減免制の導入

司法協力者訴追免除制度は凶悪、麻薬、汚職及びテロ犯罪の正犯又は共犯の供述が、真相の究明に不可欠であると認められるとき、検事は刑事裁判手続における証言を条件として、公訴を提起しないことができるという制度であり、刑罰減免制は複数人が関係した犯罪の捜査手続及び裁判手続において、その犯罪について供述することにより、真相の究明、結果発生防止及び犯人の検挙に寄与したときは、その刑を減刑又は免除できる制度である。両制度とも、供述及び物証の確保が困難な犯罪を対象にしており、いずれも供述した者以外の者の犯罪事実を

明らかにすることに主眼が置かれている。

2 重要参考人の出席（出頭）義務制の導入

現行法では、参考人が捜査機関に出頭して供述しなければならない法的義務はないが、法務部は参考人の協力が得られないために証拠不十分で釈放された被疑者が、第2、第3の犯罪を重ねている場合が少なくないとして、これを防止するために参考人を強制的に捜査機関に出頭させる制度の導入を目指している。対象となるのは死刑、無期、又は長期5年以上の懲役及び禁固に該当する罪について、犯罪の捜査に不可欠の事実を知っていると認められる被疑者でない者（重要参考人）であり、法務部の案では、出頭要求に対して正当な理由なく出頭を拒否する意思を表示し、又は2回以上出頭要求に応じなかったときは、検事が管轄する地方裁判所判事が発行する令状を受けて勾引できる。

3 司法妨害罪の導入

従来の誣告罪（虚偽告訴罪）や偽証罪では対処できなかった行為を、「司法妨害罪」として新たに処罰できるようにする制度である。対象となるのは、他人に刑事処分を受けさせ、又は免れさせることを目的として、犯罪を構成する事実に関して、捜査機関において虚偽の供述を行った者（親族又は同居家族が本人のために虚偽の供述を行った場合を除く）、他人の証言又は供述を妨害した者、他人に虚偽の証言又は供述をさせる目的で他人を暴行若しくは脅迫し、

³⁸⁾ 「형법 일부개정법률안 입법예고」(刑法一部改正法律案立法予告)及び「형사소송법 일부개정법률안 입법예고」(刑事訴訟法一部改正法律案立法予告〈http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_04/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_40203000&strFilePath=moj/&strNbodCd=foru0002〉)より

³⁹⁾ 立法予告案の概要については、同上の立法予告案のほか、法務部「우리나라 형사사법제도 이렇게 바뀝니다 : 선진형사사법제도 입법관련 Q&A」(我が国の刑事司法制度がこのように変わります。：先進刑事司法制度立法関連 Q&A), 2010. 及び椎橋隆幸・氏家仁「韓国における新たな刑事法制度導入の動向—司法協力の訴追免除・刑罰減免制度、重要参考人出席義務制、司法妨害罪、被害者参加制度の導入と取調べの映像録画関連規定の一部改正について—」『刑事法ジャーナル』28号, 2011.5, pp.59-71. を参照。なお、「検察の在り方検討会議」のメンバーが行った韓国視察の概要の中にも、法務部の立法予告案に関する記載がある。それについては法務省「第12回会議（平成23年3月10日）」〈http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00022.html〉を参照。

又は金品等で懐柔した者及び法廷で宣誓をせずに虚偽の証言を行った者である。

4 被害者参加制の導入

殺人、傷害、交通事故、略取及び誘拐、性犯罪、強盗等の犯罪被害者、その法定代理人又はその委任を受けた弁護士が、当該事件の公判手続に参加できるようにする制度である。

5 被疑者及び参考人の映像録画申請権の新設

2007年の改正刑事訴訟法においては、取調べを映像録画するかどうかの判断は捜査機関が行うことになっており、被疑者及び参考人から録画することを要求できる規定はない。法務部の立法予告案では、被疑者及び参考人から取調べを映像録画するよう求めることができ、正当な事由がない限り、捜査機関は映像録画を実施しなければならない。

6 映像録画物の証拠能力認定

前述のとおり、2007年の刑事訴訟法改正の際、当初の政府提出法案に、一定の制約の下に映像録画物を独立した証拠として使用できる規定が含まれていたが、国会審議の過程で削除されてしまった。政府は映像録画物を独立した証拠として使用することを断念しておらず、2010年9月の国会司法制度改革特別委員会においてファン・ヒチョル法務部次官は「我々は映像録画物の証拠能力を補充的にのみ認めるのではなく、全面的に認めればよいという考えをもって⁽⁴⁰⁾」と述べていた。この度の立法予告案に

において、法務部は検事のみならず、司法警察官が作成した映像録画物にも調書に準じる証拠能力を認め、さらに弾劾証拠としても使用することができるようにすることを企図している。法務部は「映像録画物は、調書に比して科学的であり、優れた記録方法と言え、調査手続の透明性の保障、強圧捜査の防止等、人権保護の側面においても望ましいため、映像録画物を必ず証拠として使用する必要がある⁽⁴¹⁾」と述べ、法廷が劇場に転落するという批判に対しては、「実際に映像録画物が証拠として提出され、公判廷で再生される事例は少数に過ぎないので、劇場裁判になるおそれはない」、「すべての事件において調書が優先的に証拠として使用される⁽⁴²⁾」と反論している。

法務部の立法予告案には反対意見も多く、行政府から独立した国家人権委員会も2011年3月31日、立法予告案が国民の基本権を侵害するおそれがあり望ましくないという意見表明を行うことを議決した⁽⁴³⁾。映像録画物の証拠認定に関しては、「映像録画前の被疑者に加えられた懐柔、脅迫、強圧等、その供述の任意性を侵害し得る状況は映されないという限界がある」と述べている。同年5月3日の国务会議（閣議に相当）では、捜査便宜主義との国民的な批判もあり得るため、より慎重に検討する必要があるとの理由から、刑法改正法案及び刑事訴訟法改正法案の審議が保留された。報道ではキム・ファンシク国务総理が「熟慮期間を置いて検討した後に通過させなければならない⁽⁴⁴⁾」と指摘

(40) 「第294回国会（定期会）司法制度改革特別委員会会議録（検察関係法審査小委員会）第7号」〈http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/294/pdf/294rjb007b.PDF〉

(41) 法務部 前掲注(39)「우리나라 형사사법제도 이렇게 바뀝니다 : 선진형사사법제도 입법관련 Q&A」, p.69.

(42) 同上, p.73.

(43) 「인권위, 형소법 등 개정안 의견표명」(人権委、刑訴法等改正案意見表明) 国家人権委員会『報道資料』2011.5.4. 〈http://www.humanrights.go.kr/04_sub/body02.jsp?NT_ID=24&flag=VIEW&SEQ_ID=601341&page=1〉

(44) 「『사법협조자 형감면』 형소법 개정안 심의 보류」(「司法協力者刑減免」 刑訴法改正案審議保留)『法律新聞』2011.5.4. 〈<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=57448>〉

したとされる。

法務部は国務会議で提示された意見に基づき、次のとおり変更を行った⁽⁴⁵⁾。

1. 司法協力者訴追免除制度及び刑罰減免制について、名称を「内部証言者不起訴処分制及び刑罰減免制」に変更した⁽⁴⁶⁾。また、同制度の対象となる犯罪を凶悪、麻薬、及び汚職犯罪とし、当初含まれていたテロ犯罪を除外したほか、不起訴処分とするときは、検察市民委員会（検察審査会に相当）の議決を経るようにした。
2. 重要参考人出席義務制について、対象となる犯罪を殺人、強盗、強姦、詐欺等の重大犯罪に限ることとし、範囲を「死刑、無期又は長期5年以上の懲役及び禁固に該当する罪」から「死刑、無期又は長期7年以上の懲役及び禁固に該当する罪」へ変更した。また、裁判所の令状により勾引できる場合について、「2回以上出頭要求に応じなかったとき」を「2回以上連続して出頭要求に応じなかったとき」へ変更した。
3. 司法妨害罪について、他人に刑事処分を受けさせ、又は免れさせることを目的として、捜査機関において虚偽の供述を行った

場合に処罰される対象を、「犯罪を構成する事実」から「犯罪を構成する重大な事実」に変更した。

法務部が修正した法律案は、同年7月12日の国務会議で議決され、同月14日に「刑法一部改正法律案⁽⁴⁷⁾」及び「刑事訴訟法一部改正法律案⁽⁴⁸⁾」として国会に提出された。今後は国会において審議されることとなるが、法務部自身も難航を予想していると報道されている⁽⁴⁹⁾。

おわりに

改正刑事訴訟法は、翌2008年1月1日から施行された。被疑者取調べの際の弁護人の立会いが権利として認められ、改正法に明文化されたことは、「取調べの可視化」にとって大きな前進と言えよう。しかし、実際には被疑者の段階から弁護人が立ち会うケースは少ない⁽⁵⁰⁾。被疑者の段階から弁護人の十分な弁護を受けられるようにするためには、原則的に被告人のための制度となっている国選弁護人制度の対象を被疑者取調べにも拡大する等の見直しが必要との声も挙がっている⁽⁵¹⁾。一方、映像録画制度は制度として定着しつつある。検察は2008年に2

(45) 「법무부, 부패 조직폭력범죄 근절 등을 위해 선진 형사사법제도 도입 적극 추진」(法務部、汚職、組織暴力犯罪、根絶等のため、先進刑事司法制度導入を積極的に推進) 法務部『報道資料』2011.7.12. <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strFilePath=moj/&strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_30200000&strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2519&strAnsNo=A>

(46) 法務部の説明によると、この名称変更は、同制度がアメリカ式の plea bargaining (司法取引) とは本質的に異なった制度であることを明確にし、内部加担者の供述の確保を通じてさらなる巨悪を抉り出す制度であることを強調するためである。

(47) 「형법 일부개정법률안」(刑法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_C1W1C0V7A1M4O1V7L0N6T2A9I5Y6O7>

(48) 「형사소송법 일부개정법률안」(刑事訴訟法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_B1F1S0X7O1E4A1I9Q1V2M5Z4I2S3O1>

(49) 「내부증언자 형벌 감면제 도입」(内部証言者刑罰減免制導入)『法律新聞』2011.7.14. <<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=58413>>

(50) 検察の在り方検討会議「韓国における視察の概要」<<http://www.moj.go.jp/content/000071323.pdf>>によると、検察における弁護人立会い件数は2008年が524件、2009年は962件、2010年は1065件である。この数は、検察の年間の事件処理件数が200万件前後であることを考えると、極めて少ない。もっとも、このうち実際に拘束され、かつ起訴された人数に絞ると、2009年の場合4万2025人であるが、それでも被疑者の多くが弁護人の立会いなしに検察の取調べを受けていることになる。

万 7769 人、2009 年に 5 万 9321 人、2010 年に 1 万 8747 人に対して映像録画を行った⁵²⁾。映像録画のための施設も順調に増え続けている⁵³⁾。現状では映像録画物は裁判で独立した証拠として使用することができないが、今後、独立した証拠として認められるようなことがあれば、映像の持つ影響力、再生方法等の観点から、裁判のあり方にも影響を及ぼすことになるであろう。

2011 年 2 月 24 日、我が国の最高検察庁は、第 10 回「検察の在り方検討会議」において特捜部の取調べの一部を可視化する方針を説明した⁵⁴⁾。最高検察庁の方針では、取調べの全過程の録音・録画ではなく、検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択するとされ、一部の録音・録画に限定される。また、録音・録画された記録媒体は、証拠請求の対象とされる。これに対し、かねてから取調べの全過程の可視化を主張してきた日本弁護士連合会は、「恣意的に一部のみを録画することによって密室で作成された供述調書に証拠能力を付与するよう試みることは、冤罪防止のためには全

く機能せず、むしろ有害なものである⁵⁵⁾」と批判している。なお、江田五月法務大臣は同年 4 月、特捜部の捜査における可視化の試行に関し、全過程の可視化も含めるよう指示した⁵⁶⁾。

我が国の捜査手法は被疑者の供述に頼りすぎているといわれるが、その背景として、諸外国では認められている取調べ以外での証拠収集手段が、我が国では限定されているという事情も指摘されている⁵⁷⁾。この点を踏まえて、我が国の「取調べの可視化」議論においても「今後、取調べの可視化をさらに広げる方向で議論する場合は、罪を認めれば刑を軽減する司法取引や、おとり捜査など、新たな捜査手法の検討も欠かせない⁵⁸⁾」といった意見が出されている。江田法務大臣は 2011 年 5 月、取調べの可視化を含む新たな時代の刑事司法制度の在り方について法制審議会に諮問した⁵⁹⁾。新しい捜査手法の導入に関する韓国の試みは、我が国における「取調べの可視化」議論にも、様々な示唆を与えてくれるであろう。

(ふじわら なつと)

51) 조국(チョ・グク)「고문 근절 위한 획기적인 제도적 개선책 필요하다」(拷問根絶のための画期的な制度的改善策が必要だ)『法律新聞』2010.10.21, p.14. <<http://www.lawtimes.co.kr/LawPnnn/Pnnyn/PnnynContent.aspx?serial=1977&m=pnnyn>>

52) 前掲注50「韓国における視察の概要」。2010年の人数が減っているのは、「映像録画を実施することが必要な重要事件においてのみ実施すると方針転換したから」という。

53) 2004年に12室であった検察の映像録画調査室は毎年拡充され、2009年末の時点で655室に増加している。前掲注16, p.345.

54) 「最高検察庁説明資料～録音・録画試行指針～」平成23年2月24日 <<http://www.moj.go.jp/content/000069887.pdf>>

55) 「最高検察庁の録音・録画試行指針に対する会長声明」2011.2.24. <<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/110224.html>>

56) 法務省「法務大臣臨時記者会見の概要」(平成23年4月8日) <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho_08_00145.html>

57) 「特捜調べ録画 誰のための可視化か」『朝日新聞』2011.3.4.

58) 「取調べ可視化 調書偏重主義を改める契機に」『読売新聞』2011.2.25.

59) 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要」(平成23年5月20日) <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho_08_00163.html>

刑事訴訟法（抄）

형사소송법

(2007.6.1 一部改正 法律第 8496 号 施行日 2008.1.1)

海外立法情報課 藤原 夏人訳

第 221 条（第 3 者の出席⁽¹⁾要求等）

- ① 検事又は司法警察官は、捜査に必要なときは、被疑者でない者の出席を要求し、その供述を聴くことができる。この場合においては、その者の同意を得て映像録画を行うことができる。
- ② 略
- ③ 略

第 243 条の 2（弁護人の立会い等）

- ① 検事又は司法警察官は、被疑者、その弁護人、法定代理人、配偶者、直系親族又は兄弟姉妹の申請により、弁護人を被疑者と接見させ、又は正当な事由がない限り、被疑者に対する取調べに立ち合わせなければならない。
- ② 取調べに立ち会おうとする弁護人が 2 人以上であるときは、被疑者が取調べに立ち会う弁護人 1 人を指定する。指定がない場合は、検事又は司法警察官がこれを指定することができる。
- ③ 取調べに立ち会った弁護人は、取調べの後に意見を陳述することができる。ただし、取調べ中であっても不当な取調べ方法に対して異議を提起することができ、検事又は司法警察官の承認を得て意見を陳述することができる。
- ④ 第 3 項による弁護人の意見が記載された被疑者取調べ調書は、弁護人に閲覧させた後、当該弁護人に、その調書に記名捺印又は署名をさせなければならない。
- ⑤ 検事又は司法警察官は、弁護人による取調べの立会い及びその制限に関する事項を被疑

者取調べ調書に記載しなければならない。

第 244 条の 2（被疑者供述の映像録画）

- ① 被疑者の供述は、映像録画することができる。この場合には、あらかじめ映像録画の事実を知らせなければならない。調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない。
- ② 第 1 項の規定による映像録画が完了したときは、被疑者又は弁護人の前で、遅滞なくその原本を封印し、被疑者に記名捺印又は署名をさせなければならない。
- ③ 第 2 項に規定する場合において、被疑者又は弁護人の要求があるときは、映像録画物を再生し、視聴させなければならない。この場合において、その内容について異議を陳述したときは、その趣旨を記載した書面を添付しなければならない。

第 244 条の 3（供述拒否権等の告知）

- ① 検事又は司法警察官は、被疑者を取り調べる前に次の各号に掲げる事項を知らせなければならない。
 - 1 一切の供述又は個別の質問についての供述をしなくてもよいこと。
 - 2 供述をしなくても、不利益を受けないこと。
 - 3 供述を拒否する権利を放棄して行った供述は、法廷で有罪の証拠として使用されることがあること。
 - 4 取調べを受ける時は、弁護人を立ち合わせるなど弁護人の助力を受ける

(1) 取調べのために捜査機関に出頭すること。

ことができること。

- ② 検事又は司法警察官は、第1項に規定する事項を知らせたときは、被疑者が供述を拒否する権利及び弁護人の助力を受ける権利を行使するかどうかを質問し、これに対する被疑者の答弁を調書に記載しなければならない。この場合には、被疑者の答弁は被疑者に自筆で記載させ、又は検事若しくは司法警察官が被疑者の回答を記載した部分に記名捺印若しくは署名させなければならない。

第312条（検事又は司法警察官の調書等）

- ① 検事が被告人となった被疑者の供述を記載した調書は、被告人が、公判準備又は公判期日において、その調書について、適法な手続及び方式により作成された調書で供述と同一の内容が記載されているものと認める供述をし、その調書に記載された供述が特に信用することができる状態の下で行われたことが証明されたときに限り証拠とすることができる。
- ② 第1項の規定にかかわらず、被告人がその調書の真正性を否認する場合は、その調書に記載された供述が、被告人が供述した内容と同一の内容が記載されていることが映像録画物その他客観的な方法により証明され、その調書に記載された供述が特に信用することができる状態の下で行われたことが証明されたときに限り、証拠とすることができる。
- ③ 検事以外の捜査機関が作成した被疑者供述調書は、適法な手続及び方式により作成されたものとして、公判準備又は公判期日において、被疑者であった被告人又は弁護人がその

内容を真実と認めるときに限り、証拠とすることができる。

- ④ 検事又は司法警察官が被告人でない者の供述を記載した調書は、適法な手続及び方式により作成されたものとして、その調書が検事又は司法警察官の前で供述した内容と同一の内容が記載されていることが公判準備又は公判期日における原供述者の供述、映像録画その他客観的な方法により証明され、被告人又は弁護人が公判準備又は公判期日において、その記載内容に対して原供述者を尋問することができたときは、証拠とすることができる。ただし、その調書に記載された供述が特に信用することができる状態で行われたことが証明されたときに限る。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定は、被告人又は被告人でない者が捜査過程において作成した供述書について準用する。
- ⑥ 検事又は司法警察官が検証の結果を記載した調書は、適法な手続及び方式により作成され、公判準備又は公判期日における作成者の陳述によりその真正性が証明されたときは、証拠とすることができる。

第318条の2（証明力を争うための証拠⁽²⁾）

- ① 第312条から第316条までの規定により証拠とすることができない書類又は供述⁽³⁾であっても、公判準備又は公判期日における被告人又は被告人でない者（公訴提起前に被告人を被疑者として調査し、又はその調査に立ち会った者を含む。以下この条において同じ。）の供述の証明力を争うための証拠とす

(2) 「証明力を争うための証拠」とは、ある事実を証明するための証拠ではなく、他の証拠の証明力を弱めるために用いられる証拠（弾劾証拠）のことを指している。

(3) 第312条から第316条では、被疑者供述調書、公的書類、被告人でない者（被告人となった被疑者を取調べ、又は取調べに立ち会った者を含む）の公判準備又は公判期日における陳述等が証拠として認められるための要件を定めており、真正性が証明できない等の理由により定められた要件を満たさないときは、それらは証拠として認められない。

ることができる。

- ② 第1項の規定にかかわらず、被告人又は被告人でない者の供述を内容とする映像録画物は、公判準備又は公判期日に被告人又は被告人でない者が供述する場合において、記憶が明白でない事項について記憶を喚起させなければならない必要があると認められるときに限り、被告人又は被告人でない者に再生して視聴させることができる。

第417条（同前⁽⁴⁾）

検事又は司法警察官の拘禁、押収又は押収物の還付に関する処分及び第243条の2による弁護人の立会い等に関する処分に対し不服があるときは、その職務執行地の管轄裁判所又は検事の所属検察庁に対応する裁判所にその処分及び第243条の2による弁護人の立会い等に関する処分の取消し又は変更を請求することができる。

（ふじわら なつと）

(4) ここでの同前は「準抗告」を指す。なお、第417条は2007年12月21日に次のとおり再改正された。第417条（2007.12.21改正）検事又は司法警察官の拘禁、押収、又は押収物の還付に関する処分及び第243条の2による弁護人の立会い等に関する処分に対し不服があるときは、その職務執行地の管轄裁判所又は検事の所属検察庁に対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。